

市政への意見、苦情なんでも 市民相談室をご利用ください

市民の声を市政に反映させる窓口として市民相談室があります。市政へのご意見や苦情、要望などどんなことでも毎日受付けていますのでご利用ください。

なお、市政だけに限らず日常生活上の悩みごと、お困りのことについても弁護士や専門担当者が相談に応じています。

市民相談 毎日9時から4時まで

市の仕事についての意見、苦情、要望のほか生活上のことなどなんでも応じています。

交通相談 毎日9時から4時まで

交通事故による損害賠償などの相談に応じます。

市長相談 毎月第2火曜日の午後1時から午後3時まで



市政全般について、市長が直接市民のみなさんから話しを聞きお答えします。

法律相談 毎週水曜日の午後1時から3時まで

土地、建物、相続など法律問題を弁護士が相談に応じます。

税務相談 第1、第3金曜日の午前9時から4時まで

市民税、固定資産税など市税について市税務担当職員が相談に応じます。

住宅相談 毎月第3火曜日の午前9時から午後3時30分まで

住宅建設の設計や手続方法、資金融資など県、市建築住宅担当職員が応じます

行政相談 毎月第2、第4金曜日の午後1時から3時まで

国、県、公団の仕事についての意見、苦情、要望について行政相談委員が相談に応じます。

人権、心配ごと相談

毎週木曜日の午前10時から午後3時まで

差別待遇、強迫などの人権問題や生活の費用、家庭内のいざこざや心配ごとについて、人権擁護委員、民生委員が相談に応じます。

消費生活相談 第1、第3火曜日の午前10時から午後3時まで

買いものや商品についての苦情など生活上の相談を消費生活苦情相談員が応じます。

内職相談 毎週月曜日と木曜日の午前9時から午後4時まで

内職をしたい人、内職を出したい事業所の相談を県内職公共職業補導所相談員が応じます。

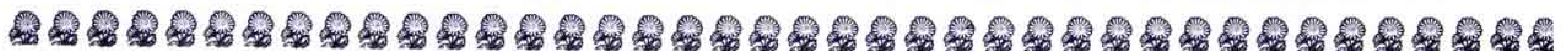
市政モニター決る

芦沢治喜さんら16人

昭和48年度の市政モニターが決まりました。今回は芦沢治喜さん（久沢）ほか15名の方にお願ひしました。

市政モニター制度は、昭和45年からはじめ今年で4回目です。モニターの仕事は、市政に対する建設的な意見を寄せていただくほか、モニター会議などに出席していただきます。第1回目のモニター会議は6月4日に行ないました。なお、16人のモニターは次の方です。（敬称略）

- 芦沢治喜（久沢東）小倉孝子（久沢東）
- 佐野雅子（平垣本町）佐々木勝視（広見町8）
- 渡辺あき（鈴川3）須藤新一（岩本）
- 八木悦子（蓼原）伊藤善隆（今泉2）
- 加藤宝（入山瀬久保）田沢弘代（富士中島下）
- 渡辺憲明（江尾2）遠藤実（吉原3）
- 高木久美枝（城山町）長田照代（四ツ谷）
- 工藤佳代子（厚原）川崎嗣夫（松岡）



緑と花のコーナー

公害に強い木

樹木は公害などに対し鋭い反応をしめし、短期間のうちに被害症状を現わします。特に亜硫酸ガス、自動車の排気ガスなどが、生育をさまたげる主な汚染物質です。

しかも富士市の場合、製紙を業主体とした県下一の工業都市であるため、これらの工場の主要燃料である重油から発生する亜硫酸ガスの排出量も多く、樹木は被害を受けやすい環境にあります。しかも大気汚染の被害を受けた樹木は、病虫害や気象病にもかかりやすいといわれて

います。みなさんが庭や垣根に木を植える場合、これらのことも考えなければなりません。

樹木の中には公害に強い木、弱い木がありますから樹種の選定にあたっては、注意してください。なお、公害に強い樹木を選んでみましたので、植えるときの参考にしてください。

常緑樹ではソテツ、カイヅカイブキ、ヤマモモ、マテバシイ、ウバメガシ、ヒイラギナンテン、タイサンボク、オガタマノキ、カラタネオガタマ、クスノキ、トベラ、イスノキ、マルバシヤリンバイユズリハ、ヒメユズリハ、モツコク、カリステモン、ユーカリ、ヤツデ、アオキヨウチクトウ、アベリア、シユロなど

があります。

落葉樹ではイチヨウ、ラクウショウ、メタセコイヤ、ポプラ、モクレン、コブシ、ユリノキ、プラタナス、ニセアカシヤ、レンギョウなどがあります。

